

# 最近の情報セキュリティ関連 裁判例について

弁護士・国立情報学研究所客員教授

岡村 久道

# 損害賠償訴訟の例：北海道警察江別署捜査情報漏えい事件

## ● 事案

- － 道交法違反容疑で逮捕、不起訴となった江別市の社員（原告）を被疑者とする捜査関係文書が、北海道江別署の男性巡査の私有パソコンからインターネットを通じて外部に流出したとして、原告の被った精神的損害の賠償200万円を北海道（被告）に請求した訴訟。ファイル交換ソフト「Winny」を私有パソコンにインストールしており、パソコンがアンティニーウイルスに汚染されていることを知らずに、私的な目的でWinnyを起動させインターネットに接続した結果、パソコンのデスクトップ画面上に保存されていた捜査関係文書がアンティニーによってパソコンの公開用フォルダに複写され、他のWinny利用者に閲覧可能な状態となり、そのことがインターネット利用者の情報交換を目的とするホームページに掲載されたこともあって、捜査情報が不特定多数のWinny利用者によって閲覧され、ダウンロードされるに至った。

## ● 第一審（札幌地裁平成17年4月28日判決）

- － 巡査がパソコンを使用して本件捜査関係文書を作成した際に作成途中の同文書をハードディスクに保存した行為は職務行為そのものであり、また、同巡査が上記文書をパソコン内に保存したままパソコンを自宅に持ち帰り、インターネットに接続させた行為は、作成途中の本件捜査関係文書の保存、管理という点において捜査関係文書の作成という職務行為と関連して一体不可分のものというべきであるから、巡査の上記原因行為は「職務を行う」についてのものということができるとして、慰謝料40万円の支払を北海道に命じた。

## ● 控訴審（札幌高裁平成17年11月11日判決）

- － 原判決を取り消し、請求棄却。報道によれば、自宅でネット接続した行為を「職務とは無関係の行為」と判断。道警の管理責任については「当時、このウイルスは広く知られておらず、流出の予見可能性はなかった」とした。

## 損害賠償訴訟の例：Yahoo!BB情報漏えい事件

- 事案

- BBテクノロジー株式会社はインターネット接続等の総合電気通信サービス「Yahoo!BB」を営んでおり、社外からのメンテナンス作業のためにリモートメンテナンスサーバを設置していた。同サーバの中に同サービスの顧客情報として保有管理していた原告らの氏名・住所等の個人情報、業務委託先から同被告に派遣されていた者によって不正アクセスされて外部漏えいした。

- 大阪地裁平成18年5月19日判決(裁判所ウェブ)

- ユーザー名・パスワードの管理が極めて不十分であったことなど、外部からの不正アクセスを防止するための相当な措置を講ずべき注意義務を怠った過失により原告らのプライバシーの権利が侵害されたとして、同被告に不法行為責任を認めた。

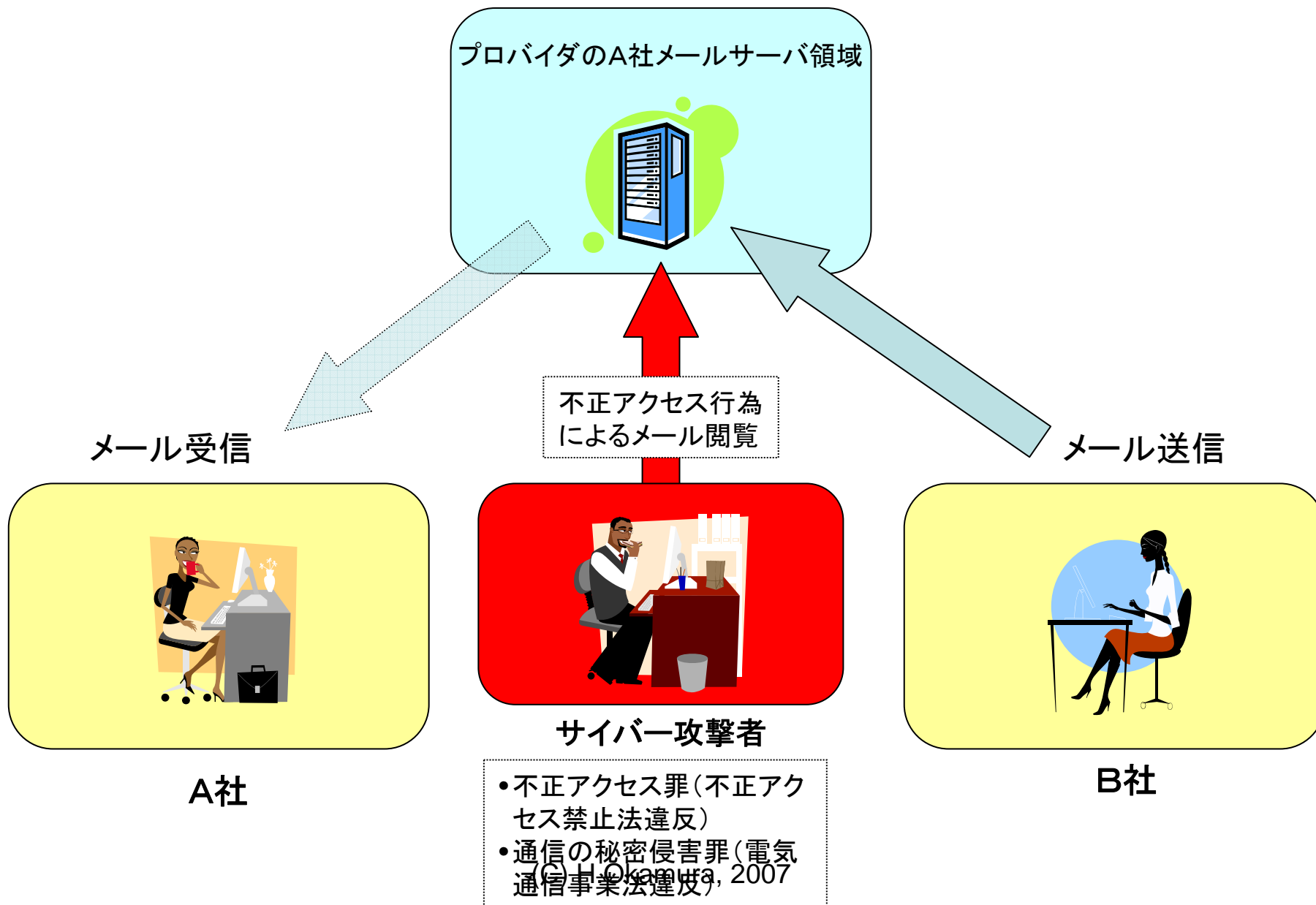
- なお、同被告と共同して同サービスを提供していたとしてなされた被告ヤフー株式会社に対する請求について、本判決は、両被告は顧客情報をそれぞれ別個に管理しており、被告BBテクノロジー株式会社に対する監督義務も認められないとして棄却した。

## クラッキングの事例

高松地裁丸亀支部平成14年10月16日判決(別冊NBL79号84頁)

- フリーメール等のサービス運営会社のサーバに、パソコンから電気通信回線を通じて、メールサービス会員のユーザーIDおよびパスワードを入力して作動させ、その後も前記ユーザーIDおよび被告人が無断変更したパスワードを入力してこれを作動させ、アクセス制御機能により制限された利用をし得る状態にさせた行為が不正アクセス禁止法違反、不正アクセス行為をして、認証サーバに保管中の会員宛の電子メールの内容を知得した行為が電気通信事業法の旧104条(現179条)1項に該当するとした。
- 次頁の図を参照のこと。
- 通信の秘密侵害罪と不正アクセス禁止法違反は両立しうることを示されている。

# 通信の秘密と不正アクセス禁止法



# キーロガーを悪用した事件

- キーロガー(キーボードの操作内容を逐一記録・保存する機能を有するソフトウェア)によりパスワード等を盗られて悪用されたケース。
- 東京地裁平成15年8月21日判決
  - まんが喫茶等が設置するインターネット接続可能なパソコンに、キーロガー等を利用して、①クレジットカード会社のサーバコンピュータに不正アクセスして会員が住所変更した旨の虚偽の情報を記憶蔵置させた上、当該会員になりすましてインターネット通信販売により商品を注文、受領して窃取しあるいはだまし取り、②銀行のサーバコンピュータに不正アクセスして預金者が住所変更した旨の虚偽の情報を記憶蔵置させた上、当該預金者名義をかたって必要書類を偽造・行使してキャッシュカード等の再発行を請求、受領し、だまし取るとともに、同サーバコンピュータに不正にアクセスして当該預金者が定期預金を解約した旨及び新たな暗証番号を設定した旨等の虚偽の情報を記憶蔵置させた上、キャッシュカード及び暗証番号を使用して市中の現金自動預払機から現金を引き出し窃取し、③銀行のサーバコンピュータに不正アクセスして、預金者が、被告人があらかじめ開設しておいた架空名義の預金口座に対し送金する手続を行った旨の、あるいはいったん他の預金者の口座に送金する手続を行った旨の虚偽の情報を記憶蔵置させた上で当該他の預金者が前記架空名義口座に送金する手続を行った旨の不実の電磁的記録を作り、財産上不法の利益を得た事案である。本判決は、私電磁的記録不正作出・同供用罪、窃盗罪、電子計算機使用詐欺罪等のほか、不正アクセス罪の成立を認めた。

本件では、肝心のキーロガーは処罰対象とされず。なお、国会で不正電磁的記録に関する罪を新設するための法案が提出されているが、塩漬け状態が続く。

# フィッシング詐欺のケース

- フィッシング詐欺のケース。
  - フィッシング詐欺とは、あらかじめ金融機関その他の有名企業のウェブサイトを装った本物そっくりの偽サイトを開設しておき、その企業を発信者アドレス名とする偽メールを送り付け、「個人情報を入力しなければ、あなたのアカウントは失効します」などとして、そのメールに記載されたリンクをクリックさせることによって当該偽サイトへと誘導した上、個人情報を入力させて騙し取るという不正行為である。このため、機密性に対する脅威となる。なお、偽サイトは「フィッシングサイト」、偽メールは「フィッシングメール」と呼ばれている。
- 東京地裁平成17年9月12日判決
  - システム管理会社に勤務する会社員が、Yahoo! JAPANの偽サイト「YAFOO！」を開設して、正規の「ログイン画面」に酷似したWebページを設け、これを正規のものと誤信したユーザーにID、パスワードを入力させて騙し取り、これを用いてYahoo! JAPANに不正アクセスしたというケース。
  - フィッシング詐欺によって騙し取ったID、パスワードを使って他人になりすまし、ネット経由で無権限者がアクセスした行為につき、不正アクセス禁止法違反の罪で処罰。

本件では、肝心のフィッシング詐欺サイト構築の点は処罰対象とされず。  
なお、他に著作権法違反で摘発した判例がある。



## データの消失・紛失と損害賠償責任 1

- 電子手帳データ消失事件の神戸地裁平成2年8月8日判決(判時1375号124頁)
  - 店員が行った電池交換により入力データが消失したという事例で, 電子手帳に示された方法で電池交換をしたのであるから, 電池交換に過失は認められず, したがってデータ消失についても過失はないとした。
- ハードディスク・データ消失事件の広島地裁平成11年2月24日判決(判タ1023号212頁)
  - 原告がパソコン内蔵ハードディスク容量を増大させるために販売店(被告)から新たなハードディスクを購入して, 被告に旧ディスクから新ディスクへの交換・データ移行を依頼したところ, 被告の従業員が誤って旧ディスクを初期化したので, 旧ディスク内に記録されていた原告の業務上不可欠な多量のデータがすべて消去されたという事案で, 被告に損害賠償責任が認められた。
  - 本件では原告が事前にバックアップをとっていなかったことが過失相殺事由とされた。すなわち, 本判決は, ハードディスクの交換を注文する際, 注文者は事故の際の復旧に備えてバックアップコピーをとって損害を最小限のものにすることが必要であるとして, 民法722条2項の過失相殺規定を類推適用して原告の損害の5割を減額した。



## データの消失・紛失と損害賠償責任 2

- レンタルサーバ・データ消失事件の東京地裁平成13年9月28日判決(別冊NBL79号16頁)

-本件は、被告(インターネット接続プロバイダ)のレンタルサーバ内に保管されていたファイル(原告の電子商取引サイト用ホームページのコンテンツ)を、システム変更の際に被告が誤って消失させたという事案である。本判決は「物の保管を依頼された者は、その依頼者に対し、保管対象物に関する注意義務として、それを損壊または消滅させないように注意すべき義務を負う。この理は、保管の対象が有体物ではなく電子情報から成るファイルである場合であっても、特段の事情のない限り、異なる。」として、契約責任に基づく被告の損害賠償責任を認めた。しかし、「原告は、インターネット通信固有の原因により本件ファイルが消滅する危険は予見していたと判断され、本件ファイルの消滅という結果発生に対する予見可能性が十分に肯定され」として、前掲広島地裁平成11年2月24日判決と同様に、原告がバックアップコピー等の措置をとっていなかったことを理由に5割の過失相殺を認めた。本件では、約款上の責任制限規定に関する適用の可否が争点のひとつとなったが、裁判所は約款を厳格解釈することによって、本件には適用されないとした。

- フロッピーディスク紛失に関する神戸地裁平成2年7月24日判決(判時1381号81頁)

-録音テープを反訳(テープおこし)したワープロ用データ入りフロッピーディスクを他機種用データに変換する作業を、被告A社は原告から請け負った。変換作業の完了後、被告A社は、変換前と変換後のフロッピーディスクを大型封筒に入れ、被告四国B運送(原告方への運送を依頼した。同被告から運送を引き継いだ被告大阪B運送(被告四国B運送のグループ会社)の担当従業員は、原告事務所へと配達に行った。ところが、原告が留守であったので運送品を事務所入口に置いたまま帰店したことが原因で紛失に至った。そのため、再製に要するテープ反訳費用など損害約400万円の賠償を求めた事案。

-被告大阪B運送は不法行為責任を負うとしつつ、内容物の価額が明告されていれば、運送人側に特別の注意を払わせて損害発生を防止できたとして、賠償額から6割を過失相殺。

## データの消失・紛失と損害賠償責任 3

- 電子手帳データ消失事件の神戸地裁平成2年8月8日判決(判時1375号124頁)
  - 店員が行った電池交換により入力データが消失したという事例で、電子手帳に示された方法で電池交換をしたのであるから、電池交換に過失は認められず、したがってデータ消失についても過失はないとした。
- ハードディスク・データ消失事件の広島地裁平成11年2月24日判決(判タ1023号212頁)
  - 原告がパソコン内蔵ハードディスク容量を増大させるために販売店(被告)から新たなハードディスクを購入して、被告に旧ディスクから新ディスクへの交換・データ移行を依頼したところ、被告の従業員が誤って旧ディスクを初期化したので、旧ディスク内に記録されていた原告の業務上不可欠な多量のデータがすべて消去されたという事案で、被告に損害賠償責任が認められた。
  - 本件では原告が事前にバックアップをとっていなかったことが過失相殺事由とされた。すなわち、本判決は、ハードディスクの交換を注文する際、注文者は事故の際の復旧に備えてバックアップコピーをとって損害を最小限のものにすることが必要であるとして、民法722条2項の過失相殺規定を類推適用して原告の損害の5割を減額した。

## データの消失・紛失と損害賠償責任 4

- 引越荷物紛失事件の岡山地裁平成14年11月12日判決(裁判所サイト)

- 原告が大学教員として勤務するため、T市から岡山市へ引っ越す際、引越業者の被告を利用したところ、研究解析資料等のデータが入ったパソコン、同データのバックアップデータが入ったMO等を被告が紛失するなどしたことにより損害を被ったという事案である。

- 本判決は、内部データ紛失による損害の一部を含めて被告の損害賠償責任を認めた。

- 運送中の荷物は完全に原告の支配を離れて専ら被告の支配下にあり、運送過程での紛失原因を明確にすることが困難な原告に立証責任を負わせることは妥当性を欠くことを理由に、被告の支配下での紛失を前提とする以上、被告に立証責任があり、本件のように紛失に至る原因関係が判明しない以上、被告に重過失があったものと推認できるとした。

## 機密性侵害行為と懲戒処分

- 日本経済新聞社(記者HP)事件の東京地裁平成14年3月25日判決(労判827号91頁)
  - 新聞社の編集記者が、不特定多数の者が内容を知る可能性のある自己のホームページ上に、自らが被告の新聞記者であることを明らかにしたうえで、新聞社が公にしてはならないとしている機密を掲載して公開したことが、就業規則の「会社の機密を漏らさないこと」に違反する等を理由とする14日間の出勤停止処分について有効とした。
- アイビ・プロテック事件の東京地裁平成12年12月18日判決(労判803号74頁)
  - 在職中に会社のコンピュータ内の顧客データを消去したり、MOIにコピーして競合他社に移動していた等の事実が退職後に判明し、電子計算機損壊等業務妨害罪により有罪判決を受けた労働者からの退職金請求の事例で、かかる行為は就業規則所定の懲戒解雇事由(会社内において、窃盗、横領、傷害等刑法犯に該当する行為を行ったとき)に匹敵する背信性の高いものであるとして、権利濫用を理由に請求を棄却。

## 私用メール関連—F社Z事業部(電子メール)事件判決

- 事案

—会社の事業部長である被告から、直属のアシスタントである女性がセクシャルハラスメントを受け、社内ネットワークシステムを用いて送受信した女性と夫との私用メールを被告が監視して許可なく閲読したとして、前記夫婦が不法行為に基づき損害賠償請求した事案である。私用メールに関するプライバシー権の有無を判断する前提として、私用メールの許容性が問題となった。

- 東京地裁平成13年12月3日判決(労判826号76頁)

—セクシャルハラスメントの事実は認められないとしたうえ、「F社の米国本部には、会社のネットワークシステムを用いた電子メールの私的使用の禁止等を定めたガイドラインがあったものの、日本国内のZ事業部においてはこれが周知されたことはなく、社員による電子メールの私的使用の禁止が徹底されたこともなく、社員の電子メールの私的使用に対する会社の調査等に関する基準や指針、会社による私的電子メールの閲読の可能性等が社員に告知されたこともない」という事実を認定した。そして、前記「事実関係の下では、会社のネットワークシステムを用いた電子メールの私的使用に関する問題は、通常電話装置におけるいわゆる私用電話の制限の問題とほぼ同様に考えることができる。すなわち、勤労者として社会生活を送る以上、日常の社会生活を営む上で通常必要な外部との連絡の着信先として会社の電話装置を用いることが許容されるのはもちろんのこと、さらに、会社における職務の遂行の妨げとならず、会社の経済的負担も極めて軽微なものである場合には、これらの外部からの連絡に適宜即応するために必要かつ合理的な限度の範囲内において、会社の電話装置を発信に用いることも社会通念上許容されていると解するべきであり、このことは、会社のネットワークシステムを用いた私的電子メールの送受信に関しても基本的に妥当する」とした。そして、保護の範囲は通常電話装置の場合よりも相当程度低減され、社会通念上相当な範囲を逸脱した監視の場合に限りプライバシー権侵害となるが、本件では原告らの私的使用の程度が許容限度を超えていること等を理由に、監視行為が前記範囲を逸脱したといえないとして、請求を棄却した。



## 私用メール関連一日経クイック情報事件判決

- 事案

- 被告会社内で発生した誹謗中傷メール送信事件につき、従業員である原告に対して被告会社側が行った第一次事情聴取、前記事件の調査過程で原告が多量の私用メールを行っているという事実が発覚したことから、被告会社側が原告に対して行った第二次事情聴取が、それぞれ原告に対する名誉毀損等にあたるか、という点が主要争点となった事案である。さらに第二次事情聴取との関係で、前提問題として、そもそも原告が行った私用メールが懲戒処分相当か否かという点が争点となった。

- 東京地裁平成14年2月26日判決(労判825号50頁)

- 「私用メールは、送信者が文書を考え作成し送信することにより、送信者がその間職務専念義務に違反し、かつ、私用で会社の施設を使用するという企業秩序違反行為を行うことになり、「受信者に私用メールを読ませることにより受信者の就労を阻害することにもなる。また、……受信者に返事を求める内容のもの、これに応じて現に返信として私用メールが送信されたもの……は、自分が職務専念義務等に違反するだけではなく、受信者に返事の文書を考え作成し送信させることにより、送信者にその間職務専念義務に違反し、私用で会社の施設を使用させるという企業秩序違反行為を行わせるものである」とした。そして、本件では「日によっては、頻繁に私用メールのやり取りがなされ、仕事の合間に行ったという程度ではない……多量の業務外の私用メールの存在が明らかになった」として、このように処分が相当な事案に関し、調査・処分の決定に必要な範囲で関係者が対象行為の内容を知ることが当然であり、それが私用メールであっても事情聴取することは違法な行為ではないと判示。

## 私用メール関連一誹謗中傷メール解雇事件判決

- 事案
  - 雇用されていた会社の社長らを誹謗中傷するメール等を親会社・関連会社の役員・取引先等に送付したことを理由とする普通解雇の事案。
- 大阪地裁平成14年11月29日判決(労経速1843号3頁)
  - 同メールには事実に反する点や憶測が含まれており、その表現方法は甚だ不穏当なものであること等を理由に、解雇事由(故意に虚構の事柄を伝えて会社の信用を失墜させ、あるいは会社の名誉を著しく毀損する言動があったとき)に該当し、解雇権濫用にもあたらないとした。
  - なお、本判決は「原告が会社のコンピュータを使用してメールを送付していた点に照らしても、メールの送付が純粹に個人的なものであったとはいえない」としているが、メールの内容が問題とされた点で、前掲の両判例とは事案が異なっている。



# 私用メール関連ーグレイワールドワイド事件判決

- 事案

- ー就業時間中に私用メールを行ったこと等を理由とする解雇の効力を、労働者側が争った事案。

- 東京地裁平成15年9月22日判決(労判870号83頁)

- ー労働者は職務専念義務を負うとしたうえ、「労働者といえども個人として社会生活を送っている以上、就業時間中に外部と連絡をとることが一切許されないわけではなく、就業規則等に特段の定めがない限り、職務遂行の支障とならず、使用者に過度の経済的負担をかけないなど社会通念上相当と認められる限度で使用者のパソコン等を利用して私用メールを送受信しても上記職務専念義務に違反するものではない」とした。

- ー本件では「就業時間中の私用メールが明確には禁じられていなかった上、就業時間中に原告が送受信したメールは1日あたり2通程度であり、それによって原告が職務遂行に支障を来したとか被告に過度の経済的負担をかけたとは認められず、社会通念上相当な範囲内にとどまる」ことを理由に、職務専念義務違反を認めなかった。

- ーさらに、本判決は、他に解雇事由として主張された点を検討しても本件解雇が客観的合理性・社会的相当性を備えているとは評価し難いとして、解雇権の濫用にあたり解雇は無効であるとした。

# 私用メール関連

## ーモルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド仮処分事件決定

- 事案

- ー本件は地位保全等仮処分命令申立事件であり、債務者(有価証券の売買等を目的とする会社)に雇用されていた債権者が、日本公認会計士協会を相手として債務者の事前承諾を得ることなく提訴した別件訴訟について、債務者からの取下命令に従わず、債務者のメールアドレスを使用して別件訴訟を顧客に喧伝したこと等が就業規則・行為規範に違反するとしてなされた懲戒解雇の有効性が争われた事案。

- 東京地裁平成16年8月26日決定(労判881号56頁)

- ー別件訴訟の提起により債務者の企業秩序に影響が及ぶとはいえないので、別件訴訟の提起し、さらに前記取下命令に従わなかったことを理由に債権者を懲戒解雇しえないとしたうえ、債務者のメールアドレスを使用した前記喧伝行為につき、「債権者は、債務者の情報通信システム施設を利用して別件訴訟を提起したことを仕事上および個人的つきあいを通じて知り合った顧客・友人・知人・マスメディアらに周知したことが認められ……別件訴訟は債務者の業務に関連するとはいえ飽くまで債権者の個人的な訴訟であるから、かかる行為は、限られた私的目的を除いて業務以外の情報通信システムの利用を禁じた行為規範……に違反するものであり、債務者の懲戒権が及ぶ」とした。しかし、「債権者は、上記電子メールにおいて、別件訴訟は債務者とは無関係に個人的になされたものであることを表明しており……、そもそも上記電子メールの受信者は、もともと債権者が債務者の従業員であることを知っていたのであるから……、第三者が接するのとは異なり、債務者のメールアドレスが使用されたことにより、通知の内容について債務者が承諾しているとか、債務者の指示によるものであるなどと認識するとはいえず、かかる行為によって債務者の信用等が毀損されたとか、そのおそれがあるということもできない。」として、「上記のような程度の業務以外の情報通信システムの利用に対する懲戒としては、解雇は重きに失する」こと等を理由に、本件解雇は無効であると判示。

# 私用メール関連—K工業技術専門学校事件判決

- 事案

- 被告が経営する専門学校に教師として雇用されていた原告が、同校のパソコンでインターネット上の出会い系サイトに投稿してメールを送受信したことを理由に行われた懲戒解雇の有効性を争ったという事案。

- 福岡地裁久留米支部平成16年12月17日判決(労判888号57頁)

- 学生・生徒の人間性、人格形成等にも関わることが予定される専門学校の教職員として、自ずと職業上高い倫理観を要求され、また、同校における校長に次ぐ地位の管理職として、日々の業務の遂行に対し、職場での規律維持等につき、一般職員より重い責任を負っていたという原告の立場からすれば、原告が、職場において、勤務時間内外を問わず、被告から貸与された業務用パソコンとメールアドレスを使用して、極めて多数回の私用メールを送受信していたこと等はサービス規則違反となり、とりわけ、原告による前記アドレスを使用した投稿は、投稿内容に照らし破廉恥とのそしりを免れず、前記アドレスを通じて投稿者が被告関係者であると判明する点からもモラルを欠き不適切であって、サービス規則違反であるとしたうえ、これら一連の行為は、被用者として職務専念義務や職場の規律維持に反するだけでなく、原告の教職員としての適格性にも疑問を生じさせ、さらには被告や被告学校の名誉信用にもかかわるものであって、これらはサービス規則の懲戒解雇事由に一応は該当するとした。しかし、被告にはパソコンに関する使用規程はなく、他の職員も少なからず私用していた実情もあり、本件結果を招いたことに、その経緯において、被告には、適宜対処しなかった落ち度がないともいえない等として、「最も重い懲戒解雇をもって臨むのは、いささか苛酷に過ぎる」ことを理由に、解雇権の濫用にあたるとして懲戒解雇を無効とした。

- 福岡高裁平成17年9月14日判決(判タ1223号188頁・労判903号68頁)

- 非違行為の程度および教育者たる立場にあったことからすれば、「本件懲戒解雇は誠にやむを得ないものであって、これが不当に苛酷なものということもできない」とした。

# 私用メール関連

## 一全国建設工事業国民健康保険組合北海道東支部事件判決

- 事案

- 団体職員が就業時間中に、業務用パソコンを用いて、私用メールを職員相互間で行った、OA機器を私用したなどとして受けた複数の懲戒処分に関する有効性が争われた事案

- 札幌地裁平成17年5月26日判決(判タ1221号271頁)

- 私的なメール交信等は、被告の備品であるパソコンを私用したものであり、物品の私用を禁止した職員服務規程違反となるが、当時はパソコンの取扱規則等が定められておらず、パソコンの私用に対し注意や警告がなされたこともなかったこと等を理由に、懲戒権の濫用にあたり懲戒処分は無効であるとした。

- 物品の私用禁止を問題とした点で、K工業技術専門学校事件判決等と共通性を有している。

# 私用メール関連裁判例の類型

- 第1類型

- F社Z事業部(電子メール)事件判決やグレイワールドワイド事件判決のように、就業中の私用メールにつき、主として会社における職務遂行の支障となるか、会社の経済的負担はどの程度かという基準によって、社会通念上の相当性について判断するものである。その限度内では私用メールにも許容性が認められる半面、限度を超せば懲戒処分の対象になりうる。

- 第2類型

- 私用メールによって使用者の名誉信用等が毀損されたことを理由とするもの。本類型の性格上、第1類型と異なり、メールの送信が業務中であったか、職務遂行に対する支障が生じたかという点は、基本的に結論を左右すべき問題とはならない。
  - 最も単純な形態は、誹謗中傷メール解雇事件判決(大阪地裁平14.11.29)のように、使用者を誹謗中傷する内容のメールを配布して、その名誉信用等を毀損するというものである。グレイワールドワイド事件判決も、私用メールで対外的信用を害しかねない上司の批判を繰り返す行為につき、使用者に対する誠実義務の観点からして不適切といわざるをえず、就業規則上の解雇事由に該当するとした。しかし、本形態については誹謗中傷というメールの内容こそが重要であって、必ずしも会社の業務用システムや業務用アドレスを用いたものである必要はないから、私用メール特有の問題とはいえない。
  - 近時は本類型に関する新たな形態として、所属する組織が付与した業務用アドレスを用いて、当該組織の品位等を傷つけるようなメールを送信したことにより、当該業務用アドレスから判別しうる当該組織の名誉信用等が毀損されるという事例が登場。K工業技術専門学校事件(6)、H. Okamura, 2007事例。



## 私用メール関連裁判例の検討

- 労働基準法

- 就業規則に懲戒処分の種類・程度に関する事項を定めることが必要なだけでなく（労働基準法89条9号）、罪刑法定主義に準じて懲戒事由も事前に定めることを要し、同法106条の周知手続が就業規則の拘束力を生じるための要件となる（フジ興産事件の最高裁平成15年10月10日判決・裁時1349号1頁）。定められている懲戒事由に該当するからといって、常に懲戒処分が有効となるわけではない。懲戒処分が合理性を欠く場合には、懲戒権の濫用として無効となる（ダイハツ工業事件の最高裁昭和58年9月16日判決・判時1093号135頁）。全国建設工事業国民健康保険組合北海道支部事件判決が、その実例である。同様に、グレイワールドワイド事件判決のように、解雇が解雇権の濫用として無効となることがある（同法18条の2）。

- ISO/IEC 17799:2005 (JIS Q 27002:2006)

- 組織の情報資産を適切に保護し、維持するという管理目的のために、情報および情報処理システムと関連する情報資産の利用の許容範囲に関するルールを明確化したうえ、文書化して実施すべきこと（箇条7.1.3）、従業員のセキュリティ違反に対する正式な懲戒手続を備えること（8.2.3）を求めている。

- 以上の各判例で私用メールが問題となる原因は、上記管理目的とは異なった観点のものだが、他方で、多くの判例においては、私用メール禁止を明文化した社内ルールを欠いていることが、会社側にとって不利な事情として斟酌される傾向があることも事実である<sup>[1]</sup>。したがって、そうした混乱を徒に招来しないためにも、以上の各判例に示されているとおり、事前に私用メールに関する明確な社内ルールを定め、周知を図るとともに、違反行為に対して注意を行うことが重要。

## 私用メール関連裁判例の検討

- 労働基準法

- 就業規則に懲戒処分の種類・程度に関する事項を定めることが必要なだけでなく（労働基準法89条9号）、罪刑法定主義に準じて懲戒事由も事前に定めることを要し、同法106条の周知手続が就業規則の拘束力を生じるための要件となる（フジ興産事件の最高裁平成15年10月10日判決・裁時1349号1頁）。定められている懲戒事由に該当するからといって、常に懲戒処分が有効となるわけではない。懲戒処分が合理性を欠く場合には、懲戒権の濫用として無効となる（ダイハツ工業事件の最高裁昭和58年9月16日判決・判時1093号135頁）。全国建設工事業国民健康保険組合北海道東支部事件判決が、その実例である。同様に、グレイワールドワイド事件判決のように、解雇が解雇権の濫用として無効となることがある（同法18条の2）。

- ISO/IEC 17799:2005 (JIS Q 27002:2006)

- 組織の情報資産を適切に保護し、維持するという管理目的のために、情報および情報処理システムと関連する情報資産の利用の許容範囲に関するルールを明確化したうえ、文書化して実施すべきこと（箇条7.1.3）、従業員のセキュリティ違反に対する正式な懲戒手続を備えること（8.2.3）を求めている。

- 以上の各判例で私用メールが問題となる原因は、上記管理目的とは異なった観点のものだが、他方で、多くの判例においては、私用メール禁止を明文化した社内ルールを欠いていることが、会社側にとって不利な事情として斟酌される傾向があることも事実である<sup>[1]</sup>。したがって、そうした混乱を徒に招来しないためにも、以上の各判例に示されているとおり、事前に私用メールに関する明確な社内ルールを定め、周知を図るとともに、違反行為に対して注意を行うことが重要。



## Winny開発者著作権法違反幫助事件 概要

- 京都地方裁判所は、2006年12月13日、Peer to Peer(P2P)技術を用いたファイル共有ソフト「Winny」の開発者である元東京大学助手に対し、インターネット上における同ソフトの提供行為が、著作権法違反の罪(公衆送信権侵害一同法119条1号、23条1項)の幫助犯に該当するとして、罰金150万円(求刑懲役1年)の有罪判決を言い渡した。
- 本件では、すでに正犯者2名が同法違反の罪により起訴され、ともに懲役1年、執行猶予3年の有罪判決を受けている。当時のWinny最新版を用いて、著作権者の許諾を受けることなく、著作物であるテレビゲームのプログラムや映画コンテンツを、インターネット上でアクセスしてきた不特定多数の利用者に対し自動公衆送信し得る状態にしていたとするものであった。親告罪であることから、著作権者であるテレビゲームメーカー等が告訴していた。
- 上記の正犯者兩名による各犯行当時、Winny開発者である被告人は、自己が開設したウェブサイト上で不特定多数の者がWinnyをダウンロードできるようにして提供していた。本判決は、上記提供行為によって正犯者兩名の上記各犯行を容易ならしめたとして、幫助犯の成立を認めたものである。なお、Winnyはファイル共有の当事者につき匿名性を保護する機能を有している。

## Winny開発者著作権法違反幫助事件 判旨

- ① 被告人が開発、提供したWinny 2は、正犯の上記実行行為の手段を提供して犯行を有形的に容易ならしめたほか、機能として匿名性があることにより精神的にも容易ならしめたという客観的側面が認められる。
- ② WinnyはP2P技術の一つとして有意義であって、その技術自体は価値中立的である。価値中立的な技術の提供一般が犯罪行為となりかねないような、幫助犯の成立範囲の拡大は妥当でない。
- ③ 結局、そのような技術の外部への提供行為自体が幫助行為として違法性を有するかどうかは、その技術の社会における現実の利用状況やそれに対する認識、提供する際の主観的態様による。そこで以下、では被告人の主観的態様等を検討する。
- ④ 被告人は、Winnyが一般の人に広がることを重視し、ファイル共有ソフトが著作権を侵害する態様で広く利用されている現状を十分認識しながら認容し、そうした利用が広がることで既存と異なるビジネスモデルが生まれることも期待しつつ、Winnyを開発、公開した。本件当時も同様の認識をして、Winny 2の開発、公開を行っていたと認められる。ただし、Winnyによって著作権侵害がネット上に蔓延すること自体を積極的に企図したとまでは認められない。Winnyの開発、公開が技術的検証等を目指したものであることは、被告人の上記主観的態様と両立し得るものであり、上記認定を覆さない。
- ⑤ Winny等のファイル共有ソフトでやりとりされるファイルのうちかなりの部分が著作権の対象となり、ファイル共有ソフトが著作権を侵害する態様で広く利用されており、Winnyが広く利用されていたという現実の利用状況の下、被告人は、そうした現実の利用状況等を認識し、Winnyが上記態様で利用されることを認容しながら、Winny 2を自己のホームページ上に公開し、不特定多数が入手できるようにしており、これによってこれらを利用して正犯者が匿名性に優れたファイル共有ソフトであると認識したことを一つの契機として、公衆送信権侵害の各実行行為に及んだのであるから、被告がソフトを公開して不特定多数の者が入手できるよう提供した行為は幫助犯を構成すると評価できる。

おわりに

ご静聴、ありがとうございました。

(C) H.Okamura, 2007